

瀬戸市都市計画道路の見直し方針

I 都市計画道路の見直しについて

1 都市計画道路の見直しの概要

愛知県では大正8年に都市計画道路を計画決定して以降、戦後から高度経済成長期にかけて多くの路線が計画決定され、都市計画道路の整備が暮らしやすい市街地の形成や経済、産業の発展などに寄与してきました。一方で、数多くの路線が未だ整備できておらず、人口減少社会や財政状況など社会経済情勢の変化に伴い、都市計画道路の見直しが求められており、必要に応じて計画の変更、廃止を行うため、「愛知県都市計画道路見直し方針」が平成30年8月に策定されました。

このような中、平成22年をピークに令和27年人口が95,490人（国立社会保障・人口問題研究所推計）まで人口減少し、人の移動数であるトリップ数についても年々減少することが予測されている本市では、愛知県方針に基づき都市計画道路の必要性の再検証を行い、関係機関と協力の上、都市計画道路の見直し方針をとりまとめました。

2 都市計画道路の見直し方法

「愛知県都市計画道路見直し方針」に基づき、図1の見直し検討フローに沿って、必要性・実現性の観点から検証を行い、表1のとおり「①存続」、「②別途計画検討」、「③廃止（代替道路）」、「④廃止」に分類します。

また、「③廃止(代替道路)」では、現道が都市計画道路を代替する機能を有する場合、現況幅員へ都市計画を変更するため、本市では表1のとおり「③廃止（代替道路）現況道路へ都市計画変更」として区別して整理します。

なお、本市では「④廃止」の方針となる路線及び区間はなかったため、「①存続」、「②別途計画検討」、「③廃止（代替道路）」、及び「③廃止（代替道路）現況道路へ都市計画変更」に分類しました。

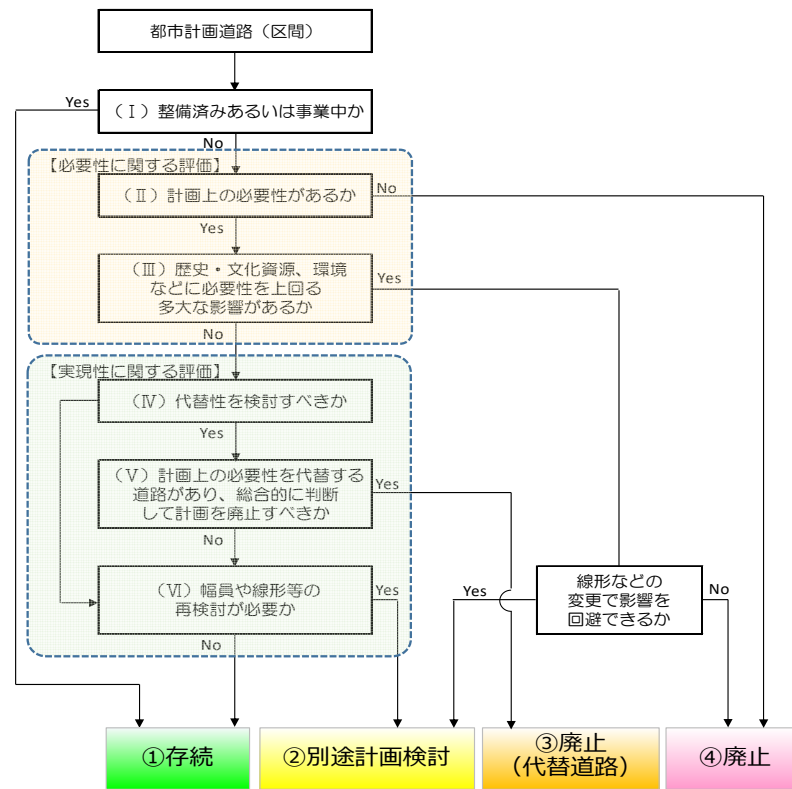


図1 検討フロー（出典：愛知県都市計画道路見直し方針）

表1 見直しの方針の種類

種類	方針の内容
①存続	現在の都市計画をそのまま残します
②別途計画検討	現在の都市計画の一部または全体の変更を再検討します
③廃止（代替道路）	現道等によって都市計画道路の機能を代替できるため廃止します
③廃止（代替道路） 現況道路へ都市計画変更	現道を都市計画道路とみなし、現況幅員へ都市計画を変更します
④廃止	現在の都市計画の一部または全体を廃止します

II 都市計画道路の見直し対象路線

都市計画道路の見直し対象路線は、本市の都市計画道路41路線のうち、既に整備が完了している区間、暫定供用として整備されている区間、未整備区間が一部のみの区間（隣接路線との接続や用地等が整理されれば事業化の目途が立つ区間）及び事業中の区間を除いた18路線（33区間）を対象としています。

表2 都市計画道路の各見直し区間の諸元

整理番号	区間	路線名	決定者	経過年数 (R6.3末)	区間延長 (m)	区間の計画幅員 (m)	区間の計画車線数	現況道路名
1	1	記念橋上之山線	県	33	280	12	2	国道248号、 国道155号
	2	記念橋上之山線	県		3,720	12~18	2	
	3	記念橋上之山線	県		1,690	16	2	
2		品野線	県	88	380	25	4	現道なし
3	1	瀬戸大府東海線	県	88	300	20	2	国道248号、 国道155号
	2	瀬戸大府東海線	県		1,110	25~28	4	
4	1	瀬戸環状東部線	県	33	560	25	4	現道なし
	2	瀬戸環状東部線	県		3,190	25~28	4	
	3	瀬戸環状東部線	県		440	30	4	
5	1	第3環状線	県	88	870	25~28	4	市道高根森林公園線、 主要地方道瀬戸環状線
	2	第3環状線	県		260	27	4	
	3	第3環状線	県		410	30	4	
	4	第3環状線	県		890	42~77	4	
	5	第3環状線	県		2,640	30~44	4	
6	1	赤津線	県	88	2,220	12	2	県道燻元東古瀬戸線、 主要地方道瀬戸設楽線
	2	赤津線	県		300	12	2	
7		穴田春雨線	県	33	3,240	25~30	4	市道深川穴田線、 中橋線
8	1	鹿乗共栄線	県	88	1,500	12	2	国道155号
	2	鹿乗共栄線	県		500	12	2	
	3	鹿乗共栄線	県		930	12~20	2	
	4	鹿乗共栄線	県		490	20	2	
	5	鹿乗共栄線	県		590	27	2	
9		瀬戸新居線	県	88	330	20	2	市道瀬戸新居線
10		瀬戸川プロムナード線	県	88	700	24	2	国道248号
11	1	名古屋瀬戸線	県	88	1,050	16	2	国道363号
	2	名古屋瀬戸線	県		790	16	2	
12		汗千山脇線	県	88	1,450	12	2	国道155号、 市道今池汗干線
13		品野古瀬戸線	県	88	1,480	12	2	国道248号
14		本山線	県	24	900	12	2	県道定光寺山脇線
15		瀬戸環状北部線	県	33	1,950	25~28	4	現道なし
16		陣屋線	市	88	1,260	20	2	市道松山安戸線
17		追分線	市	88	190	16	2	市道吉田橋進陶線 ※車両の通り抜け不可
18		川北汗干線	市	88	890	12	2	市道川北汗干線

※表の青色は愛知県決定路線、赤色は瀬戸市決定路線

III 都市計画道路の見直し方針

都市計画道路の見直し方針は以下のとおりです。

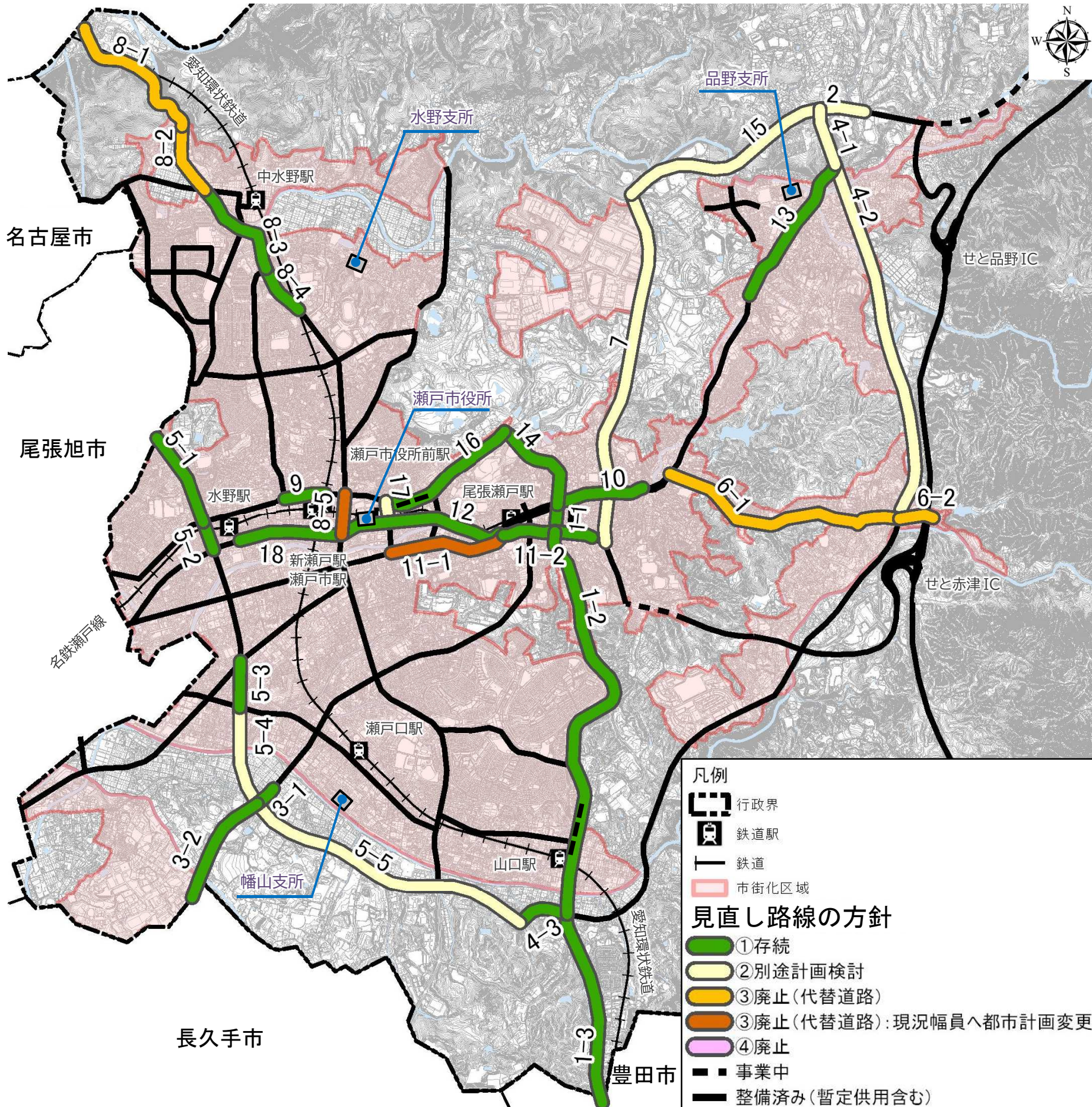


図2 都市計画道路の見直し方針

表3 都市計画道路の見直し方針一覧

整理番号	区間	路線名	見直し方針結果	方針結果の理由
1	1	記念橋上之山線	① 存続	現道が国道155号であり、豊田市と繋がる広域連携軸のため存続とします。
	2	記念橋上之山線	① 存続	
	3	記念橋上之山線	① 存続	
2		品野線	② 別途計画検討	(都)瀬戸環状東部線との接続を考慮し、別途計画検討とします。
3	1	瀬戸大府東海線	① 存続	事業化の目的があるため存続とします。
	2	瀬戸大府東海線	① 存続	
4	1	瀬戸環状東部線	② 別途計画検討	国道248号との交差形状等を考慮し、別途計画検討とします。
	2	瀬戸環状東部線	② 別途計画検討	
	3	瀬戸環状東部線	① 存続	
5	1	第3環状線	① 存続	名古屋圏の環状道路であり、市内の外環状道路として中心市街地に流入する交通量を分散する役割があるため区間5-1~5-3を存続とし、区間5-4及び5-5は幅員となっているため幅員等別途計画検討とします。
	2	第3環状線	① 存続	
	3	第3環状線	① 存続	
	4	第3環状線	② 別途計画検討	
	5	第3環状線	② 別途計画検討	
6	1	赤津線	③ 廃止(代替道路)	現道によって機能を代替できるため廃止とします。
	2	赤津線	③ 廃止(代替道路)	
7		穴田春雨線	② 別途計画検討	交通量推計による混雑度が低い幅員等別途計画検討とします。
8	1	鹿乗共栄線	③ 廃止(代替道路)	現道によって機能を代替できるため廃止とします。
	2	鹿乗共栄線	③ 廃止(代替道路)	
	3	鹿乗共栄線	① 存続	中水野駅周辺の土地区画整理事業が予定されている区域に隣接し、瀬戸市立地適正化計画の都市機能誘導区域であり、一部区間で歩道がないため存続とします。
	4	鹿乗共栄線	① 存続	
	5	鹿乗共栄線	③ 廃止(代替道路) 現況道路へ都市計画変更	両側歩道があり、現道によって機能を代替できるため廃止とし、現況道路への計画変更とします。
9		瀬戸新居線	① 存続	瀬戸市立地適正化計画の都市機能誘導区域であり、一部区間で歩道がないため存続とします。
10		瀬戸川プロムナード線	① 存続	
11	1	名古屋瀬戸線	③ 廃止(代替道路) 現況道路へ都市計画変更	両側歩道があり、現道によって機能を代替できるため廃止とし、現況道路への計画変更とします。
	2	名古屋瀬戸線	① 存続	瀬戸市立地適正化計画の都市機能誘導区域であり、歩道がないため存続とします。
12		汗干山脇線	① 存続	瀬戸市立地適正化計画の都市機能誘導区域であり、大部分で歩道がないため存続とします。
13		品野古瀬戸線	① 存続	現道は瀬戸市立地適正化計画の居住誘導区域内が大部分となる国道248号で、一部区間で歩道がないため存続とします。
14		本山線	① 存続	歩道のない1車線道路のため存続とします。
15		瀬戸環状北部線	② 別途計画検討	交通量推計による混雑度が低い幅員等別途計画検討とします。
16		陣屋線	① 存続	一部事業中のため存続とします。
17		追分線	② 別途計画検討	現道や踏切との接続、駅前広場の取扱いなど別途計画検討とします。
18		川北汗干線	① 存続	歩道のない1車線道路のため存続とします。